

(所得税の源泉徴収をとまなう) 謝金支払い時の領収書について

源泉徴収をとまなう場合、謝金受領者からは源泉徴収分の金額も含めた金額の領収書を取得するようにしてください。

※ 源泉徴収の有無・徴収額・方法等に関しては、税務署の指示に従ってください。

【例：本人の手取り額が10,000円、源泉徴収1,137円の場合】

講師等に1万円の謝金を支払う時は、講師等が署名する領収書の金額は「11,137円」として、但し書きに「〇〇〇講師謝金として上記のとおり領収いたしました 但し、所得税として10.21%の源泉徴収を含む」（以下参照）の文言を明記してください。

領 収 書		〇年〇月〇日
〔大 学 名〕 殿		
¥ 1 1 , 1 3 7 -		
〇〇〇講師謝金として 上記のとおり領収いたしました 但し、所得税として10.21%の源泉徴収を含む		
住 所 :	〔受領者の自宅住所〕	
氏 名 :	〔受領者の氏名〕	印

※上記領収書のように、謝金受領者から源泉徴収分も含めた金額の領収書を機構に提出した場合には、源泉徴収分を納税した際に税務署が発行する「領収証書」（振替納税を利用されている方は、税務署にて口座振替がなされた旨の証明）を機構へ提出する必要はありません。